

人事・労務情報

2013年4月号

田中事務所 特定社会保険労務士 田中理文
東京都立川市錦町 2-6-7-2F
Tel 042-548-0288
E-Mail: m-tanaka@tanakajimusho.com
<http://www.tanakajimusho.biz/>

年次有給休暇の付与日数をご確認ください。

2011年の有給休暇取得率は、48.1%でした。（平成23年就労条件総合調査） 「取得率」を考えるときは、年間休日数も同時に見るべきです。例えば、有休を取得する必要がないほど休日数が多い会社では、取得率が低くなるでしょうし、単に取得率だけでは判断できない部分もあります。

今月は有給休暇の日数についてお知らせします。特にパートタイマーが多い会社では、短時間労働者の比例付与日数を再確認されることをお奨めします。

1 年次有給休暇の付与日数

まずは、週40時間働く社員の有給休暇です。

勤務年数	0.5年	1.5年	2.5年	3.5年	4.5年	5.5年	6.5年以上
付与日数	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日

2 短時間労働者の比例付与日数

パートやアルバイトなどの短時間労働者は、勤務日数で「比例付与」されます。毎週の出勤日数が定まっている場合は「週所定労働日数」で、それ以外の場合は、「1年間の所定労働日数」でご確認下さい。

週所定労働日数	1年間の所定労働日数	勤務年数						
		0.5年	1.5年	2.5年	3.5年	4.5年	5.5年	6.5年以上
4日	169～216日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
3日	121～168日	5日	6日		8日	9日	10日	11日
2日	73～120日	3日	4日		5日	6日		7日
1日	48～72日	1日	2日			3日		

3 有給休暇の賃金は次の3通りが認められています。

- ・通常に支払う賃金（つまり有休を取得しても給与減額をしない）
- ・平均賃金（直近の3ヶ月に支払われた給与を平均する。）
- ・健康保険の標準報酬日額（※労使協定の締結が必要）

なお、短時間労働者の場合、例えば1日5時間働く場合は、有休1日＝5時間働いた、として給与計算します。

以上